

介護保険サービスの対象者と利用までの流れ

- 介護保険とは、介護が必要な方を社会全体で支え合う仕組みであり、介護が必要な方（要支援者・要介護者）に介護費用の一部を給付する制度です。
- 介護サービスを利用するには、利用される方がお住いの町に介護保険利用の申請を行い、要介護認定を受ける必要があります。

対象

- ① 65歳以上の方(第1号被保険者)
- ② 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)
 - * 介護保険法が定めた16種類の特定疾病で、国が定める診断基準に該当する場合
 - * 詳しくは、各町の地域包括支援センターへお問い合わせください。



《特定疾病》

1. がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、
2. 関節リウマチ、
3. 筋萎縮性側索硬化症、
4. 後縦靭帯骨化症、
5. 骨折を伴う骨粗鬆症、
6. 初老期における認知症、
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病、
8. 脊髄小脳変性症、
9. 脊柱管狭窄症、
10. 早老症、
11. 多系統萎縮症、
12. 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、
13. 脳血管疾患、
14. 閉塞性動脈硬化症、
15. 慢性閉塞性肺疾患、
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

利用料

- 原則1割の自己負担 * 年収により2割または3割の自己負担になります。
- サービスの種類や利用時間、内容等により決められておりますので、詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。

介護保険サービスの利用相談や申請の窓口

- お住いの町の地域包括支援センター
- 申請に必要なもの
 - * 65歳以上の方：介護保険証
 - * 40～64歳の方：医療保険証



利用までの流れ

* 申請から認定結果が出るまでに約1カ月かかります。

